

食品表示診断士が解説する

# 食品表示の法律実務とコンプライアンス

～景品表示法、食品表示法等の国内規制および国外の食品表示規制の執行状況に照らして～

ながはしひろあき  
講師 **長橋宏明** 氏

バーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）  
弁護士 ニューヨーク州弁護士  
上級食品表示診断士（（一社）食品表示検定協会認定）

日時 2019年4月12日（金）午後2時00分～午後5時00分

近年、加工食品の原料原産地表示、遺伝子組換え食品の表示等に関する改正動向や、相次ぐ食品表示に係る違反事例等を背景として、食品表示に対する消費者の目が厳しくなっています。元々、食品表示を巡る法的な規制は多岐にわたり、主に義務表示を司る食品表示法（食品表示基準）を正しく遵守するのみならず、任意表示を行う上でも景品表示法、健康増進法等に違反しないよう留意が必要です。さらに表示の媒体も、容器包装、広告、ウェブサイト、メニュー等多種多様であり、それぞれに適切に対応していく必要があります。

また、法執行の面からも、食品偽装のような極端に悪質なケースばかりではなく、日常的な食品表示の実務の中で「うっかり」発生する違反事案が、当局により頻繁に摘発されています。

本講座では、こうした食品表示に係る最新の实務動向を踏まえ、食品表示診断士の資格を有する講師により、事業者が適切な表示を行う上で必要な留意点を解説させていただきます。

## 1. 食品表示関連法令と執行傾向

- ・ 広範な規制の範囲（食品表示法、景品表示法だけだと思いませんか？）
- ・ 激化する景品表示法の執行傾向
- ・ 食品表示法（基準）に関する改正動向
- ・ 食品表示の法的リスク（懲役、罰金、課徴金、損害賠償等）
- ・ 欧米、アジア諸国の食品表示に係る執行事例

## 2. 食品表示が法的に問題となる場面（平時の備え編）

- ・ 「表示しないでおこう」・・・景品表示法ばかりに気をとられる失敗例
- ・ 「なめらか」、「ふんわり」・・・合理的根拠を出せますか？
- ・ 「体に良い」・・・どこまで書いたら薬機法/健康増進法違反？
- ・ 「社外秘です」・・・仕入先が原料情報を開示してくれない！
- ・ 「表示したくない添加物」、「減らしたいラベルのパターン」・・・判断のポイントは？

## 3. 食品表示が法的に問題となる場面（有事の対応編）

- ・ 保健所から突然の問い合わせ！どう対応する？
- ・ 消費者庁の調査は、初動対応がカギ
- ・ 地方農政局の調査、「確認書」にご用心！
- ・ 米国でクラスアクションを提起された場合の留意点

## 4. 食品表示に関するコンプライアンス上の留意点

- ・ 義務表示と任意表示をバランスよく適切に実施するために
- ・ 原料情報の確認、何処まで流通を遡るべきか？
- ・ 裁判で勝つための合理的根拠の備え方
- ・ 「お客様相談センター」を活用した食品表示のチェック体制
- ・ 見極めよう、自社で対応すべきことと弁護士に依頼すべきこと
- ・ 外国の食品表示規制への対応

～質疑応答～

【講師紹介】2006年中央大学法学部卒業。2007年弁護士登録。2014年フォーダム大学ロースクール卒業（LL.M.）。2015年ニューヨーク州弁護士登録。食品をはじめ様々な産業分野における表示・広告に関する国内外の諸規制について、事業者に対する法的助言、規制当局との折衝、紛争処理等を日常的に実施している。弁護士資格に加え、一般社団法人食品表示検定協会認定の上級食品表示診断士の資格をもち、食品表示の法的リスクへの対応に関する講演を多数実施している。近時の主な著作として、「景品表示法と食品表示法の横断的観察～ブレンド茶の原料原産地表示に係る措置命令取消請求訴訟と平成29年改正食品表示基準を題材に」（公正取引 2017年10月号（804号））、「被告になる前に知っておくべき米国クラスアクション防御戦略～表示広告関連」（Business Law Journal 2018年5月号（122号））ほか。

※録音・ビデオ撮影、法律事務所にご所属の方のご参加はご遠慮下さい。

■主催 経営調査研究会

■後援 金融財務研究会

<https://www.kinyu.co.jp>

Facebook : <http://www.facebook.com/keichoken>

Twitter : <https://twitter.com/#!/keichoken>

Blog : <https://kinyu.co.jp/blog/>

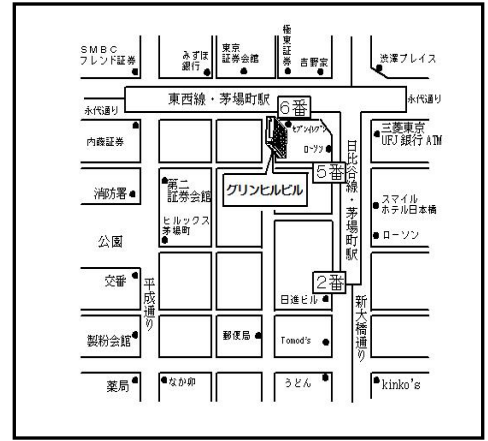


開催日

2019年4月12日(金)  
14:00~17:00

会場

茅場町・グリーンヒルビル  
金融財務研究会本社 セミナールーム  
東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8  
TEL 03-5651-2030  
地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅  
6番出口より徒歩1分  
(開場は開演の30分前です。)



参加費

1名につき34,800円  
(消費税、参考資料を含む)  
1社2名以上同時に参加お申込みいた  
だいた場合、お2人目から1名につき29,000円。追加申込みの場合は  
その旨ご記入下さい。

申込先

経営調査研究会 ホームページ <https://www.kinyu.co.jp/>  
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル  
TEL 03-5651-2033 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄  
からもお申込みいただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下  
記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に  
合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致し  
ませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご  
参加になれなかった場合、当社および金融財務研究会主催の他のセミナーに無料で  
ご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時  
は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお問い合わせいたします。)  
ご記入いただきました個人情報、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催される  
セミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱UFJ銀行 八重洲通支店 0602180 三井住友銀行 東京中央支店 3207281  
みずほ銀行 京橋支店 1813877 三菱UFJ信託銀行 日本橋支店 1979947

----- 切らずにこのままお送り下さい -----

食品表示診断士が解説する  
食品表示の法律実務とコンプライアンス  
4 / 12

### ◆参加申込書◆

FAX 03-5695-8005

2019年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい  *セミナーコード 0687(Law-k190687)	会社名	TEL FAX	
	所在地	E-Mail 〒	
	参加者ご氏名	部課名	
	〃	〃	
	〃	〃	
	〃	〃	
	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。